




平成 30 年 3 月 8 日

久喜宮代衛生組合  
管理者 田中 暄二 様

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 

原子力損害賠償のご請求（平成 27 年度）に関するご案内

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを改めて心よりお詫び申し上げます。

本件事故に係る賠償の対象となる損害の範囲につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等（以下、「中間指針等」）に定められており、弊社は、この中間指針等の考え方を踏まえて賠償をさせていただいております。

このたび、貴庁より平成 29 年 3 月 8 日にいただきました「東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に要した平成 27 年度分等の経費の請求及び要望について」（久宮衛庶第 2614 号）につきまして、現時点でご提出いただいている証憑等を基に、内容の確認が終了いたしましたので、その結果を別紙のとおりご案内申し上げます。

平成 28 年度分以降のご請求につきましても、引き続き誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回お支払いの対象とならなかったご請求につきまして、貴市より新たなご事情についてご説明いただける場合は、改めて協議させていただきます。

以 上

## ご請求項目の賠償可否について

貴庁よりご請求いただいております各ご請求項目につきまして、弊社において実施してまいりました確認作業等につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

## 1 弊社における確認作業の基本的な進め方

弊社は、弊社原子力発電所事故による原子力損害について、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」と言います。）の規定に基づいて、賠償手続きを進めさせていただいております。

本件事故の賠償の範囲につきましては、原賠法第18条に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会が、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」）に定めており、弊社は、被害者の皆様からご請求を頂戴した場合、この中間指針に基づいて賠償の範囲を個々に確認しております。

中間指針は、本件事故に伴い当社が損害賠償責任を負うべき原子力損害の範囲について、「一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なつて解する理由はない」ことから、「本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの」がこれに含まれるとしています。

弊社は、この中間指針の考え方を踏まえて、ご請求内容について、ご請求者さまのご事情をおうかがいするなどしたうえで、お支払いの対象となるか否かを確認させていただいておりますが、その際、お支払いの対象となる要件である「損害発生の事実」及び「相当因果関係の存在」の証明については、一般の不法行為に基づく損害賠償請求の場合と同様、ご請求者さまにお願いしております（上記2要件が確認できない場合、お支払いの対象とはなりません。中間指針において、「避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償すること」が求められていることを踏まえ、支出の事実が確認できる場合には、一定程度柔軟に対応させていただいております。）。

## 2 具体的な確認作業の進め方について

## (1) 損害発生の実態の確認

本件事故に起因して、新たな支出が生じた場合（本件事故に起因して政府より示された指示等によって検査を余儀なくされた場合等）には、この支出を損害と確認させて頂いております。また、本件事故以前から同一業務について支出をされていた経緯があり、本件事故によって当該費用の増加（追加的支出）を余儀なくされた場合には、費用の増加分（本件事故後に支出された金額から本件事故以前に支出されていた金額を控除した金額）を、損害として確認させて頂いております。

## (2) 本件事故との相当因果関係の確認

中間指針は、「本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではない」と述べながら、下記の内容について、一定の範囲で賠償の対象となると規定しています。

- ・ 本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害
- ・ 市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害

・これらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な被害

また、中間指針は、「原賠法における原子力損害賠償制度は、一般の不法行為の場合と同様、本件事故によって生じた損害を填補することで、被害者を救済することを目的とするものであるが、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されている。したがって、これが可能であったにもかかわらず、合理的な理由なく当該措置を怠った場合には、損害賠償が制限される場合があり得る点にも留意する必要がある」とも規定しております。

弊社は、これらの規定にしたがって、本件事故との相当因果関係を個別に確認させて頂いております。

※ 中間指針が述べるところの市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害について、弊社は、合理的な範囲内の風評被害と合理的な範囲内の取引先要請による損害が含まれると認識しております。

### (3) 中間指針等における地方公共団体等の財産的損害等に係る考え方

中間指針および「中間指針に関するQ&A集」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」においては、地方公共団体等における賠償の対象となる損害について、以下の考え方が示されていますので、弊社は、これらも踏まえてお支払いの対象となるか否かを確認しております。

- 地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となる。
- 地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合は、賠償の対象となる。
- 住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償の対象となる。
- 避難を余儀なくされた市町村の移転費用や住民避難に要した経費、県外等に避難した住民への行政サービス提供のための追加的経費等、上記以外の損害については、相当因果関係の有無に加えて、地方公共団体等の本来業務に含まれるか否かといった事情等により賠償対象となるか否かが異なるものと考えられ、個別具体的な事情に応じては、賠償すべき損害と認められることもあり得る。
- 本件事故に起因する地方公共団体等の税収の減少については、法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害等と同視することはできない。これに加え、地方公共団体等が現に有する租税債権は本件事故により直接消滅することはなく、租税債務者である住民や事業者等が本件事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること等にもかんがみれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められない。

以上

請求年度	項目	内容	詳細費用	ご請求金額	お支払い可否	お支払い対象外判断理由
H23	放射性物質検査	放射性物質にかかる説明会への出席(東京都)	旅費 交通費	4,100	お支払い対象外	既に、証憑等のご提出による追加証明のお願いをしているところですが、現状、十分なご証明を頂いておらず、ご請求いただいた費用につきましては、本件事故との相当因果関係を確認するに至っておりません。したがって、現時点において、お支払いの対象として検討することは難しいものと思料いたします。
H23	給与費	補助金の申請に要した時間外勤務	職員給与	1,821	お支払い対象外	※ 本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたもの)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により実施を余儀なくされた業務にかかる時間外勤務手当につきましては、必要かつ合理的範囲内において、賠償対象となる損害と認識しております。したがって、その旨をご主張いただくとともに、実施業務及び実施時間、支出された超過・休日手当の合理性を証憑(貴庁の責任者の押印のある弊社所定の時間外明細一覧、時間外単価等)を確認できる条例等)のご提出によりご証明いただくことができれば、お支払いの対象として検討することができるものと思料いたします。
H23	給与費	特措法説明会出席のために拘束された時間と交通費(県庁・霞ヶ関・飯田橋の3回)	旅費 交通費	34,510	お支払い対象外	※ 本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたもの)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により実施を余儀なくされた業務にかかる時間外勤務手当につきましては、必要かつ合理的範囲内において、賠償対象となる損害と認識しております。したがって、その旨をご主張いただくとともに、実施業務及び実施時間、支出された超過・休日手当の合理性を証憑(貴庁の責任者の押印のある弊社所定の時間外明細一覧、時間外単価等)を確認できる条例等)のご提出によりご証明いただくことができれば、お支払いの対象として検討することができるものと思料いたします。
H24	給与費	補助金申請手続きに要した時間と議会对応のために要した時間外	職員給与	14,944	お支払い対象外	※ 本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたもの)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により実施を余儀なくされた業務にかかる時間外勤務手当につきましては、必要かつ合理的範囲内において、賠償対象となる損害と認識しております。したがって、その旨をご主張いただくとともに、実施業務及び実施時間、支出された超過・休日手当の合理性を証憑(貴庁の責任者の押印のある弊社所定の時間外明細一覧、時間外単価等)を確認できる条例等)のご提出によりご証明いただくことができれば、お支払いの対象として検討することができるものと思料いたします。
H25	放射性物質検査	剪定枝チップの放射性物質濃度測定業務委託。	検査費用	13,650	お支払い対象外	ご請求いただいた費用につきましては、本件事故との相当因果関係を確認することができませんでした。したがって、お支払いの対象として検討することは難しいと思料いたします。 ※ ご請求いただいた剪定枝チップの検査費用につきましては、本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたもの)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により支出を余儀なくされた追加的費用と確認することができませんでした。
過年度(平成23年3月から平成26年3月末まで)				69,025		
H27	放射性物質検査	廃棄物検査費用	ばいじん等検査費	590,760	お支払済	2017年5月16日賠償金お支払い済み。
			剪定枝堆肥の検査費	27,000	お支払済	2018年1月12日賠償金お支払い済み。
			生ゴミ堆肥検査費	27,000	お支払い対象外	ご請求いただいた費用につきましては、本件事故との相当因果関係を確認できないことから、お支払いの対象として検討することは難しいものと思料いたします。 ※ ご請求いただいた生ゴミ堆肥の検査費用につきましては、本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたもの)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により支出を余儀なくされた追加的費用と確認することができませんでした。
平成27年度				644,760		